

が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十 七	十 六	十 五	十 四		十 三
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 支	償 還 金 額	償 還 金 限	後 の 利 子 以
平 成 十 六 年 十 二 月 二 十 日	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 六 年 十 二 月 二 十 日	平 成 二 十 六 年 十 二 月 二 十 日	毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十 日

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、
 各
支
払
期
に
お
いて、
 その
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う。
 平成
二
十
六
年
十
二
月
二
十
日